

在処よってけばあ 重要事項説明書

<令和6年4月現在>

1. 利用者に対してサービスを提供する事業所

(1) 事業所の概要

事業所名	認知症対応型通所介護 在処 よってけばあ
所在地	福岡県京都郡苅田町大字集2427番地
電話番号	093-953-7841 (FAXも同じ)
事業者指定番号	4070001039
管理者氏名	葛城 美香 (かつらぎ みか)
サービス提供地域	京都郡苅田町全域

(2) 定員 12名

(3) 事業所の職員体制

管理者	葛城 美香 (かつらぎ みか)
-----	-----------------

職 種	常勤	非常勤	計	業務内容
管 理 者	1		1	業務の実施 状況の把握その他の管理を一元的に行います。 サービス計画作成等
介 護 職 員	2	7	9	介護業務
生活相談員	1	2	3	生活支援を目的に日常生活上の相談に応じます
機能訓練職員	0	1	1	日常生活動作訓練や体操指導

(4) 営業日及び営業・サービス提供の時間帯

営業日	月 ~ 金
営業時間帯	8:30~17:15
サービス提供時間帯	9:30~16:00
営業しない日	土曜日・日曜日・12月31日~1月3日

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	誰もが住み慣れた町でその人らしく暮らしつづけられるよう、地域社会と連携のもと、静かな環境で心和むケアを目的としています
基本方針	在宅で生活している認知症高齢者に対し、在処にて家庭的雰囲気の中、一人一人の尊厳を大事にするケアサービスを提供することにより、認知症の進行の予防・心身機能の維持向上・社会的孤立感の解消・介護者の介護負担の軽減を図り、在宅での生活が継続できるように支援します。
重点目標	その人らしさが発揮される介護サービスの提供
処遇方針	① 家庭にいるような雰囲気を大切にする ② 地域とのふれあいを大切にする ③ 家族もいっしょに楽しむ ④ 利用者がつくるデイサービスを目指す ⑤ ケアマネージャーとの連携を密に図る

(1) 主な設備

- デイルーム 3室
- 静養室 1室
- 相談室 1室
- トイレ 2カ所
- 浴室 1カ所（個浴）
- 調理場 1室

4. 提供するサービスの内容について

- ① 通所介護計画の作成
- ② 介護に関する相談
- ③ 機能訓練
- ④ 介護サービス
- ⑤ 健康状態の確認
- ⑥ 送迎
- ⑦ 入浴サービス
- ⑧ 食事の提供

5. 利用料金

要介護（要支援）認定を受けられた方は、下記の表による要介護度別に定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。

負担割合	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割負担	759円	849円	878円	972円	1,064円	1,159円	1,254円
2割負担	1,578円	1,698円	1,756円	1,944円	2,128円	2,318円	2,508円
3割負担	2,277円	2,547円	2,634円	2,916円	3,192円	3,477円	3,762円

※加算として

負担割合	入浴加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅰ
1割負担	40円	18円	所定単位数に10.4を乗じた単位数
2割負担	80円	36円	
3割負担	120円	54円	

所定単位数とは・・・基本利用金額＋その他の加算金額＝総利用料（食費は含まれません）

※食事を希望される方には、食費が自己負担となります。

食費
500円

- ※ 介護保険給付対象外のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。
- ※ サービスの利用に際し、要介護（要支援）認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額をお支払いいただきますが、要介護（要支援）認定を受けた後で自己負担料金を除く金額が介護保険より払い戻し（以下、「償還払い」という。）されます。

（1）利用料金のお支払い方法

- ①利用料金は翌月10日より請求を致しますので、月末までに指定口座より引き落とさせていただきます。尚、現金でのお支払いの方は月末までにお支払い下さい。
- ②下記口座に振込も出来ます。

福岡銀行 苜田支店
普通預金口座（口座番号 59314）
口座名義 社会福祉法人 苜田町社会福祉協議会
会長 竜口 隆三

③領収書の発行

利用者から利用料支払いを受けたとき、また引き落としの確認ができたときに領収書を発行します。

(2) キャンセル料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(3) その他

記録の複写を必要とする場合、実費をいただくことがあります。

(4) サービス利用に際しての留意していただく事項

- ①来訪 ご家族の方はお気軽に遊びに来て下さい。また、食事を一緒にされる場合（実費負担）は、前日までにご連絡ください。
- ②喫煙 喫煙は定められた場所以外はお断りいたします。
- ③所持品管理 所持品（貴重品等含む）は原則として個人管理です。
- ④現金等管理 紛失の際は責任を負いかねます。
- ⑤宗教活動等 当施設内にて、当事業所の職員や他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。
- ⑥送迎 ご自宅への迎えの前、送った後のご利用者の事故等につきましては、責任を負いかねますので、送迎車の発着時には、必ずご家族の方が付き添うようお願いいたします。

(7) 従業員の禁止行為

従業員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 葛城 美香
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し個人情報を保護します。

8. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにご家族・主治の医・救急隊等の必要な措置を講じるとともに介護支援事業者などへ連絡します。

協力医療機関

小波瀬病院（救急）

0930-24-5211

9. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
	保 険 名	全社協団体補償制度「社協の保険」
	補償の概要	基本補償
自動車保険	保険会社名	全日本火災共済協同組合連合会
	保 険 名	自動車総合共済
	補償の概要	対人・対物・搭乗者傷害・人身傷害・自損事故障害補償

10. 非常災害対策

- ① 事業所に非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 年2回に避難、救出その他必要な訓練を行います。

11. 運営推進会議の設置

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

12. 利用者へのお願い

契約書・重要事項説明書は大切に保管して下さい。

13. サービス内容に関する苦情の連絡先

当事業所の 相談窓口 (担当：葛城)	営業時間 8：30～17：00 (住所) 福岡県京都郡苅田町大字集2427番地 (電話) 093-953-7841
本部所在地・連絡先 (担当：古賀)	(住所) 福岡県京都郡苅田町幸町6番地91 (電話) 093-434-3641 (FAX) 093-434-4343

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

苅田町役場 保健健康課 介護保険担当	福岡県京都郡苅田町富久1-19-1 TEL 093-434-1111 (月～金)
福岡県国民健康保険団体連合会 (介護保険課サービス相談係)	福岡市博多区吉塚13-47 TEL 092-642-7859 (月～金)

14. 支援事業者（本部）の概要

事業者名	社会福祉法人 苅田町社会福祉協議会
代表者名	会長 竜口隆三
所在地	福岡県京都郡苅田町幸町6番地91
法人設立年月日	昭和52年1月13日
電話番号	093-434-3641
FAX	093-434-4343